

# 事業者向けの主な支援策

新型コロナウイルスの影響を受ける市内の事業者に対して、緊急支援を行います。

## 市 県 飲食店への支援 NEW!

### 【市】テイクアウト販売

を行う店舗へ **20万円**を支給

【申請期間：令和3年1月29日～令和3年2月28日】

R3年1月8日からR3年2月28日までにテイクアウト商品に割引などの特典を付けて販売する店舗を支援  
 ※持ち帰り飲食サービス業（移動販売を含む）、配達飲食サービス業、小売店除く

【市】福岡市テイクアウト支援事務局  
 092-406-8454  
 （毎日10時～20時）

### 【県】福岡県感染拡大防止協力金

営業時間短縮を行った事業者へ

1店舗あたり1日 **6万円**を支給

【申請期間：令和3年2月8日～令和3年3月7日】

福岡県による要請に応じて、R3年1月16日からR3年2月7日までの全ての期間に営業時間短縮を行った要請対象施設に対し、1日あたり6万円（1店舗あたり最大138万円）を支援

【県】福岡県感染拡大防止協力金コールセンター  
 0120-567-918（毎日9時～17時）

## 市 宿泊事業者への支援 NEW!

### 消毒・除菌対応等経費

1施設あたり **最大50万円**を支給

【申請期間：令和3年1月21日～令和3年3月15日】

市内の宿泊施設でR2年12月28日からR3年2月28日までに実施された、衛生対策にかかる経費を支援（1事業者あたり5施設分まで）

【市】福岡市宿泊事業者支援事務センター  
 092-451-3033、092-451-3027  
 （平日10時～17時）

## 市 商店街への支援 NEW!

### 感染防止やテイクアウト等

の促進を支援 **（上限50万円）**

【申請期間：令和3年1月14日～令和3年3月1日】

R3年1月14日からR3年3月31日までに実施した、市民が安全に商店街加盟店を利用できるようにするための商店街の取組み（感染症対策やキャッシュレスの推進等）にかかる費用を支援

【市】経済観光文化局 地域産業支援課  
 092-441-3303（平日9時～17時）

**2月1日現在の情報です。** 各支援策の詳細や最新情報、その他の支援策についての情報は、ホームページをご確認ください。  
[https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19\\_ji.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html)



福岡市 コロナ支援

検索

# 事業者向けの主な支援制度

	援制度・窓口等	問い合わせ先
給付金（もらえる）	<b>雇用調整助成金</b> 特例措置は緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定 労働者の一時休業などにより <b>雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を事業主へ助成</b>	【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日8:30~17:15 【国】雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00（土日祝日対応）
	<b>飲食店向け感染対策助成金</b> マスク、消毒液など感染防止対策にかかる物品購入経費を助成（上限5万円、複数店舗を有する事業者は上限10万円）	申請受付期間はR3.2月末まで延長 【県】コールセンター 0120-110-193 9:00~17:00 （12/29~1/3を除く土日祝日対応）
	<b>接待を伴う飲食店等向け感染防止対策助成金</b> 接待を伴う飲食店等を対象に、空気清浄機やサーモグラフィカメラなど感染防止対策にかかる備品購入経費を助成（上限20万円、複数店舗を有する事業者は上限40万円）	
	<b>サポート金支給事業</b> 国・県・市の事業者向け支援制度の申請手続きを、行政書士または社会保険労務士に依頼した際に生じる、行政書士または社会保険労務士に支払う報酬の一部を支援（上限5~10万円、支援制度によって異なる）	【市】申請サポートセンター 092-600-4928 平日9:00~17:00
	<b>福岡市新規創業促進補助金</b> 国の特定創業支援等事業を活用し登録免許税半額軽減を受け会社を設立した方に対し、残りの半額相当額を支援	【市】経済観光文化局 創業支援課 092-711-4455 平日9:00~17:00
融資（かりる）	<b>福岡市商工金融資金制度</b> ・3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」 （融資限度額6千万円、融資期間10年以内（据置期間5年以内）） ・セーフティネット保証4号（売上▲20%） ・セーフティネット保証5号（売上▲5%） ・危機関連保証（売上▲15%）	【市】中小企業サポートセンター（経営支援課） 092-441-2171 平日9:00~17:00 ※取扱金融機関 （お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。）
	<b>日本政策金融公庫の特別貸付</b> ・実質無利子・無担保融資（特別利子補給） ・既往債務の借換も可能（実質無利子化） ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 ・衛生環境激変対策特別貸付（旅館業、飲食店営業等） ・農林漁業セーフティネット資金農林漁業者向け	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 平日9:00~17:00 土曜電話相談（9時~15時） 小規模事業者・個人事業主 0120-112476 中小企業 0120-327790 農林漁業者等 0120-926478
相談したい	<b>事業者向け共同相談窓口</b> 福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口（総合受付2階） 福岡労働局、福岡商工会議所、福岡市の3者が連携して対応	福岡商工会議所 092-441-2161、092-441-2162 平日9:00~17:00（12~13時除く）
	<b>申請サポートセンター</b> 事業者向け支援施策に関する電話相談に対応 申請手続き方法や必要書類などの相談を希望する場合は、 <b>専用相談サポーターが無料で訪問</b> し対応	【市】申請サポートセンター 092-600-4928 平日9:00~17:00

※このほか、税金、社会保険料の支払い猶予などの支援策があります。